

教育研究資金不正防止計画

平成22年3月

(平成24年3月一部改訂)

国立大学法人 東京工業大学

〔前文〕

平成 24 年 1 月 18 日に設置された「国立大学法人東京工業大学
教育研究資金不正防止対策検討委員会」において検討された中
間報告(平成 24 年 3 月 16 日役員会報告)の提案を受け、本計画
の見直しを実行する。

【目次】

第1	組織体制の強化	P2
第2	運営・管理基盤の整備	P4
第3	不正の要因の把握, 分析と計画管理	P6
第4	教育研究資金の適正な運営・管理活動	P7
第5	情報の伝達	P10
第6	モニタリング体制の強化	P11

第1 組織体制の強化

【目標】

役割分担・責任および権限の明確化、人員配置、教職員間・事務局内の連携の実現により、健全な教育研究資金管理が推進される組織の実現を目指す。

【課題認識】

実効性のある教育研究資金管理の推進には、管理・推進体制の強化と、主に本学の役員や部局長等が担う管理責任者の明確なリーダーシップに基づく全学的な連携が必須である。

そのためには、教育研究資金管理の責任者としての意識の向上、部局に対するサポート体制を強化し、教職員間のコミュニケーションの促進、教育研究資金の執行についてトータルでサポートする部署の体制の強化を図る。

【計画】

①「教育研究資金の管理・監査要項」の改訂による、責任者及び教職員の責任(役割)・権限範囲の見直し、明確化及び周知 【所轄部署:コンプライアンス室】

第1ステージ	・部局長および部局事務等への管理・監査要項の周知および意見聴取 ・管理・監査要項および規程の各部局・全学教職員への周知(HPへの掲示) ・教員、部局長および部局事務等の責任・権限範囲の見直し
第2ステージ	・「教育研究資金の管理・監査要項」の見直しおよび改正、各部局・全学教職員への周知 ・教員、部局長および部局事務等の責任・権限範囲の見直し
第3ステージ	・継続的に「教育研究資金の管理・監査要項」の見直しおよび改正、各部局・全学教職員への継続的な周知

②事務組織のあり方の検討 【所轄部署:総務部】

第1ステージ	・コミュニケーション強化のための部局事務のサポート体制の検討
第2ステージ	・事務処理の効率化の検討
第3ステージ	・事務組織の見直し、事務組織のあり方の検討

③外部資金管理に係る判断・調整担当部署の設定

【所轄部署:研究情報部、財務部、すずかけ台地区事務部】

第1ステージ	・外部資金ごとの担当部署の整理および周知
第2ステージ	・担当部署の見直し
第3ステージ	・担当部署の全学的な周知

④部局責任者への責任・役割の周知【所轄部署:コンプライアンス室】

第1ステージ	・部局責任者への責任・役割の周知
第2ステージ	・部局責任者への責任・役割を毎年度周知

第2 運営・管理基盤の整備

【目標】

教育研究資金の適切な執行・管理を推進するための実効性の高いルールを整備すると共に、全教職員がそれらを理解し、使いこなせるよう分かりやすく提示し、周知を徹底する。

同時に不正を起させない風土を実現するため、本学が不正には強い態度で臨むことを明らかにする。また、教育研究資金行動規範の浸透をはじめとする諸施策により教職員の意識の向上を図る。

【課題認識】

教育研究資金の不正には意図的なものとそうではないものがある。意図的ではない不正は、教育研究資金の管理・運営に関するルールを教職員がよく理解していないために起こる。これは各種関連規程類が多種多様なため、ルールの把握が困難な状況となっているからである。また、外部資金の執行について、大学として統一的な判断を行う必要がある。加えて、教職員に対する研修を行い、基礎的な部分も含めてルールの周知を図る必要がある。

一方、意図的な不正を防ぐには、ルールの強化のみでは不十分であると言え、個々の教職員の自覚が強く求められるところである。これに対し、不正事案に対する懲戒の基準等、事後対応に係るルールを明確に制定し、大学として不正に断固とした対応をとることを明らかにすることで、不正の抑止力となることが期待される。また、公費である教育研究資金の執行・管理を行う者が持つべき意識について、行動規範の周知を中心に教職員に徹底する必要がある。

【計画】

(1) ルールの明確化・統一化

① ルールに関する文書の体系的整理、揭示、管理方法・管理責任者の明確化

【所轄部署：研究情報部】

第1ステージ	・外部資金ごとの担当部署および管理方法等の整理・周知
第2ステージ	・担当部署等の見直し
第3ステージ	・担当部署等の全学的な周知

② ルールの周知

【所轄部署：財務部、総務部、研究情報部、すずかけ台地区事務部、各事務区】

第1ステージ	・新任教員を中心とし、全教職員を対象に会計事務全般に係る勉強会を毎年度実施 ・勉強会の内容・実施方法等について整理・マニュアルの作成 ・予算責任者への予算執行管理等の説明(翌年度以降は予算責任者交代時に) ・外部資金ごとの最新の手続きマニュアルのHPへの掲示
第2ステージ	・勉強会の内容・マニュアルの継続的な見直し

③ 懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化【所轄部署:総務部】

第1ステージ	・不正調査手続き・懲戒基準の見直し、改訂
第2ステージ	・不正調査手続き・懲戒基準の周知、継続的な見直し

(2) 教職員の意識向上

① 行動規範の見直し及び周知徹底【所轄部署:研究情報部】

第1ステージ	・同報メール等による行動規範の全学への周知
第2ステージ	・行動規範の見直し、改訂 ・行動規範の継続的な周知

第3 不正の要因の把握, 分析と計画管理

【目標】

リスク把握及びその要因を特定し、対応策の実行を目的とした計画の策定・推進・管理を行う体制を強化し実施する。

【課題認識】

教育研究資金不正に関するリスクとその発生要因を網羅的に把握・分析し、全学として対応計画を定める必要があるが、本学では主体的に行う内部監査室員及びコンプライアンス室員は兼務となっている。リスク分析に基づく不正防止計画の策定と、その具体策の立案、計画を実現していく体制の構築が求められる。

【計画】

① リスク管理体制の整備・強化 【所轄部署:コンプライアンス室】

第1ステージ	・コンプライアンス室の見直し(専任化)による体制の強化
第2ステージ	・新組織の発足と周知

② 不正防止計画の実施 【所轄部署:コンプライアンス室】

第1ステージ	・不正防止計画の策定・周知・推進
第2ステージ	・不正防止計画の進捗状況の確認と継続的見直し

第4 教育研究資金の適正な運営・管理活動

【目標】

教育研究資金の適切な執行を確保するため、

- ・ 適時の予算残高の把握と予算執行状況を管理できる仕組みの構築
- ・ 取引先との協力体制の強化と関係の健全化
- ・ 物品・役務の発注・検収、非常勤職員等の勤務状況の管理、旅費の支給における統制の有効性と効率性の向上の両立

を実現する。

【課題認識】

教育研究資金が公費であることを鑑みると、教育研究のため効果的・効率的に活用し、その内容を社会に対して説明できることが求められる。このためには予算の執行管理システムが確立されていることが重要であるが、現状では、経費振替・部局事務と契約担当部署との手続きの遅れにより、予算執行状況がシステムで適時に管理できない状況にある。また、期末の予算執行や外部資金における立替制度等の予算管理に関するルールが浸透していない。今後は予算の計画的な執行を推進するために、効率的なシステムの確立やルールの周知徹底が求められる。

発注・納品確認・検収体制：検収員方式の実効性への疑問や負担感がもたれている。教員発注部分は発注情報を管理できない状況である。

- 非常勤雇用者・TA・RA等の管理：現状、勤務実態を適切に管理されていない場合がある。
- 旅費・出張の管理：現状では航空機を利用した旅費を除いて領収書を旅費使用者に求めている。不正防止のためには領収書等の根拠を提出する等のルール作りを検討する必要がある。
- 一方で教育研究資金がそもそも教育研究の推進のために配分されていることを鑑みると、研究者を意図せざる不正や止むを得ないルール違反から守り、有効かつ効率的な教育研究資金の執行を実現する体制の構築が求められる。

【計画】

① 予算執行管理の強化

【所轄部署：財務部、総務部、研究情報部、すずかけ台地区事務部、各事務区】

第1ステージ	(予算執行管理方法について) ・システムの問題点の把握 (人件費執行に関するルールについて) ・人件費執行に関するルールの周知 (予算振替) ・複写機使用料等の予算振替の早期実施を継続して行う
第2ステージ	(予算執行管理方法について) ・引き続きシステム改修案の検討 (人件費執行に関するルールについて) ・意見聴取の実施とルールの継続的な周知及び必要に応じた見直し

第3ステージ	(予算執行管理方法について) ・システム改修案の検討 (人件費執行に関するルール) ・周知及び必要に応じた見直し (予算振替) ・複写機使用料等の予算振替の早期実施
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

② 取引先との健全な関係の推進

【所轄部署:財務部、研究情報部、すずかけ台地区事務部、】

第1ステージ	(教職員へのルール等の周知) ・教員発注等、本学の発注・検収に関するルールと責任の周知 (取引先への対応) ・本学の発注・検収に関するルールの周知 ・取引先からの問い合わせ・相談に応じる窓口の明確化
第2ステージ	(教職員へのルール等の周知) ・ルールの継続的な周知 (取引先への対応) ・ルールの継続的な周知 ・取引先からの問い合わせ・相談に応じる窓口の整備

③ 発注・納品・検収体制の見直し・強化

【所轄部署:財務部、研究情報部、すずかけ台地区事務部】

第1ステージ	発注・検収体制の周知 (検収制度の周知) ・検収に関する新制度の周知を図る
第2ステージ	(発注・検収体制の見直し) ・発注・検収体制に関する制度の見直し、必要に応じた新システムの検討 (検収制度の周知) ・検収制度の継続的な周知

④ 非常勤雇用者やTA・RA等の勤務管理の見直し・強化

【所轄部署:総務部、財務部、研究情報部、すずかけ台地区事務部、各事務区】

第1ステージ	・現状の雇用状況及び勤務実態の把握、問題点の整理 ・適切な勤務管理方法の導入に向けた検討の実施、管理方法(案)の策定
第2ステージ	・タイムカードの導入等適切な勤務管理方法の導入
第3ステージ	・必要に応じて勤務管理方法見直し

⑤ 旅費に関するルールの見直し・改善

【所轄部署：財務部、研究情報部、すずかけ台地区事務部、各事務区】

第1ステージ	・旅費計算のアウトソーシングの導入に向けた検討、およびこれに伴う規程の改訂案の作成
第2ステージ	・旅費計算のアウトソーシングの開始 (証拠書類の入手) ・出張の証拠書類についての問題点の整理、検討 ・アウトソーシングの導入に伴う必要に応じた改訂ルールの周知
第3ステージ	・アウトソーシングの継続的な実施、見直し ・出張の証拠書類について規程の改正案の作成 ・アウトソーシングに伴う改訂ルールの周知

第5 情報の伝達

【目標】

教員の教育研究活動および職員の教育研究支援活動を効果的に支援するため通報・相談窓口の認知度を高めるとともに通報者の保護体制を確立する。

【課題認識】

教育研究資金の不正に関する通報・相談窓口の使用方法を有効に機能させるため、それらの使用方法や手続きの周知が必要である。また、通報・相談者を守るための整備も重要である。

【計画】

① 通報・相談窓口制度の見直し・改善【所轄部署:総務部】

第1ステージ	・通報・相談窓口の教職員への継続的な周知 ・通報・相談者の保護体制の検討
第2ステージ	・通報・相談者の保護体制の確立 ・相談窓口・通報窓口の制度・運用方法の継続的な見直し

第6 モニタリング体制の強化

【目標】

教育研究資金管理の継続的な推進と機関全体としての自浄作用を強化するには、モニタリング機能強化を図り、継続的な管理施策の改善を推進する。

【課題認識】

本学では主体的に行う内部監査室員及びコンプライアンス室員は兼務となっている。コンプライアンス部門、内部監査部門が独立していないため、モニタリングが有効に機能しているかの確認が不十分である。今後、教職員への各種ルールの浸透状況や、不正等の不適切な事例を適時に発見・把握し、適切な事後対応につなげるための体制の強化が求められる。

【計画】

① 浸透度調査の実施【所轄部署:コンプライアンス室、内部監査室】

第1ステージ	・浸透度調査結果の分析 ・浸透度調査の実施方法の検討
第2ステージ	・浸透度調査の実施、調査結果の分析 ・分析結果の活用
第3ステージ	・浸透度調査の実施見直し ・分析結果の各種施策への活用

② 組織の見直し【所轄部署:コンプライアンス室、内部監査室】

第1ステージ	・新体制(案)の策定
第2ステージ	・新体制における業務の実施
第3ステージ	・継続的な業務の実施、体制の見直し

教育研究資金不正防止対策検討委員会中間報告

本報告は、教育研究資金不正防止計画の見直しを念頭に現行の計画を踏まえつつ、新たな不正防止対策を検討し、下記のとおり「平成24年度教育研究資金不正防止計画」として提案するものである。

なお、本委員会では、教育研究資金の不正使用を検討対象とした。不正使用とは実態のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実態を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、研究費を配分した機関が定める規定等及び学内規則等に違反する経費の使用をいう。

— 平成24年度教育研究資金不正防止計画 —

第1 組織体制の強化 — 機関内の責任体系の明確化（ガバナンス） —

目標：役割分担・責任および権限の明確化、人員配置、教職員間・事務局内の連携の実現により、健全な教育研究資金管理が推進される組織の実現を目指す。

課題：

- ・運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、周知・徹底を図り、学内外に公表する必要がある。
- ・本学の役員や部局長等が担う管理責任者の明確なリーダーシップに基づく全学的な連携が必須である。
- ・教育研究資金管理の責任者としての意識の向上が重要である。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施すべき不正防止対策

- ・ **予算責任者（部局長）、予算詳細責任者及び予算詳細執行補助者の責任の明確化、役割の強化及び周知・徹底**
 - ・「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の予算執行の責任に関する規程（案）」を作成し、責任の明確化と役割の強化を図る。
 - ・各責任者、研究代表者や使用者向けに関連規則や内容がわかる資料を物品等請求システムの掲示板等に掲示や部局長等会議に附議、各部局にメールを送付する等の方法により、責任と役割について周知・徹底を図る。
 - ・予算詳細責任者には、予算詳細執行補助者とする者に対して、上記の資料を活用し、責任と役割を説明することを義務づける。

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・教育研究資金の管理・監査要項の改正（内容を見直した上で、「規程」として制定）

次頁へ続く

・事務職員の役割と責任の明確化

第2 運営・管理基盤の整備

— 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（統制環境） —

目標：教育研究資金の適切な執行・管理を推進するための実効性の高いルールを整備すると共に、全教職員がそれらを理解し、使いこなせるよう分かりやすく提示し、周知を徹底する。

また、不正を起こさせない風土を実現するため、本学が不正には強い態度で臨むことを明らかにする。さらに、教育研究資金行動規範の浸透をはじめとする諸政策により教職員の意識の向上を図る。

課題：

- ・教育研究資金の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、不正を起こさせない風土を実現する必要がある。
- ・不正事案に対する懲戒の基準等、事後対応に係るルールを明確に制定し、大学として不正に断固とした対応をとることを明らかにする。
- ・教育研究資金の管理・運営に関する関連規程類が多種多様なため、ルールの把握が困難にあり、規定類の整理と体系化の整備が必要である。
- ・教育研究資金の管理・運営に関するルールを十分に理解していない教職員がいる。
- ・教職員に対して研修等を行い、基礎的な部分も含めてルールの周知を図る必要がある。
- ・公費である教育研究資金の執行・管理を行う者が持つべき意識について、教職員に徹底し、強い自覚を持たせる必要がある。
- ・他機関の不正経理の情報を活用し、同様の事態が起きないように、教職員に徹底する必要がある。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施すべき不正防止対策

- ・教育研究資金の適正な執行に向けた「ハンドブック」等の作成・配布
 - ・他大学のハンドブックを参考し、一般的注意事項についてわかりやすさを第1に考え、冊子にして配布もしくは物品等請求システム掲示板ホームページに掲載する。また、詳細については、HPの掲載場所の紹介や相談窓口の連絡先等に掲載する。
- ・会計検査院決算検査報告等による指摘事項等の情報を教員に積極的に周知
 - ・会計検査院決算検査報告等から、事例を抜粋して、日常書面監査状況のような形での注意喚起を行う。物品等請求システム掲示板に使用者の目に入りやすい形にして掲載する。
- ・不正経理問題の情報共有
 - ・他大学等の不正経理関係の公表資料から、事例を抜粋して、日常書面監査状況のような形での注意喚起を行う。物品等請求システム掲示板に使用者の目に入りやすい形にして掲載する。

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・教育研究資金を扱う教職員の、研修会等への出席を義務付け
- ・教育研究資金の管理・監査要項の改正（内容を見直した上で、「規程」として制定）（再掲）
- ・その他、必要な諸規程、会計ルールの見直し（不正防止対策を踏まえた見直し、検収に関するルールを規程化、立替払の見直し等）
- ・ルールに関する文書の体系的整理、掲示、周知の徹底
- ・各資金毎の特徴及び使用ルールの周知等の強化
- ・すべての予算は、十分な執行期間を設定して配分すべく、学内の対応を見直す。

第3 不正の要因の把握、分析と計画管理 — リスク評価と対応 —

目標：リスク把握及びその要因を特定し、対応策の実行を目的とした計画の策定・推進・管理を行う体制を強化し実施する。

課題：

- ・不正に関するリスクとその発生要因を網羅的に把握・分析し、全学として対応計画を定める必要がある。
- ・不正を発生させる要因を把握し、関係規程等を見直し、実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。
- ・本学では主体的に不正の要因の把握、分析と計画管理を行うコンプライアンス室員が専任ではなく、他の業務と兼任する職員のみとなっている。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施すべき不正防止対策

- ・他大学等で起こった不正経理問題の検証（調査・必要な対応等）を行う
 - ・不正経理のあった大学への情報収集を行い、検証の結果から原因と対策を会議等に報告し、本学の会計制度の見直し等に役立てる。

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・コンプライアンス室体制の充実・強化（専任室員の配置、室の勧告・指導に拘束力をもたせる等）

第4 教育研究資金の適正な運営・管理活動 — 統制活動 —

目標：教育研究資金の適切な執行を確保するため、

- ・適時の予算残高の把握と予算執行状況を管理できる仕組みの構築
- ・取引先との協力体制の強化と関係の健全化
- ・物品・役務の発注・検収、非常勤職員等の勤務状況の管理、旅費の支給における統制の有効性と効率性の向上の両立を実現する。

課題：

- ・発注・納品確認・検収体制：検収員方式の実効性への疑問や負担感がもたれている。
- ・業者との癒着の発生を防止し、不正につながる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。
- ・教員発注部分は発注情報を管理できない状況である。
- ・非常勤雇用者・TA・RA等の勤務実態が適切に管理されていない場合がある。
- ・研究者を意図せざる不正や止むを得ないルール違反から守り、有効かつ効率的な教育研究資金の執行を実現する体制の構築が求められる。
- ・業者に対し、不正防止への取組に協力を求める必要がある。

対策：

○平成23年度中に決定の上、平成24年度から実施すべき不正防止対策

- ・取引にあたり「誓約書」の提出を義務付け
 - ・東大の誓約書を徴取する制度を参考にし、取引先に誓約書の提出を求める。
- ・検収センターの整理・充実
 - ・検収センター職員等の第三者が検収を行うことによる牽制体制の強化を行い、検収体制の充実を図る。

○平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・教員発注上限額の変更（1発注：100万円→50万円）
- ・会計事務研修への参加の義務付け（「eラーニング」によるICT研修の実施等）
- ・検収対象額の撤廃（全ての納品（1万円未満含む）を検収）
- ・検収センターの整理・見直し（検収員の増員等）
- ・検収センター検収員及び事務職員への教育の実施（年2回程度）（修了者への検収員登録証の発行を行う）
- ・自己検収の原則禁止（真にやむを得ない場合の類型化と他の検収方法の確立）
- ・年度末債権額の突合チェックの実施（毎年度）（一定額以上の取引を行っている全ての業者）
- ・年度末に予算詳細責任者が適正な予算執行であることを確認（署名入りの確認書の作成等）

次頁へ続く

- ・財務会計ルールや、再発防止策の配布、周知（全ての取引業者）
- ・取引件数の多い業者を抽出し、財務会計ルール等を個別に指導、説明
- ・謝金支給伺いを決裁している部局において、完了した事実を確認する“事務の流れ”に変える。（現行では完了書類が部局を経由せずに研究室から経理・支出グループに届く）

第5 情報の伝達 — 情報の伝達を確保する体制の確立 —

目標：教員の教育研究活動および職員の教育研究支援活動を効果的に支援するため通報・相談窓口の認知度を高めるとともに通報者の保護体制を確立する。

課題：

- ・教育研究資金の不正に関する通報・相談窓口の使用方法を有効に機能させるため、それらの使用方法や手続きの周知が必要である。
- ・通報・相談者を守るための整備も重要である。

対策：

- 平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・教育研究資金使用に関する相談窓口の設置、FAQの蓄積・公開

第6 モニタリング体制の強化 — 機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制の整備 —

目標：教育研究資金管理の継続的な推進と機関全体としての自浄作用を強化するには、モニタリング機能強化を図り、継続的な管理施策の改善を推進する。

課題：

- ・不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。
- ・今後、教職員への各種ルールの浸透状況や、不正等の不適切な事例を適時に発見・把握し、適切な事後対応につなげるための体制の強化が求められる。

対策：

- 平成24年度に検討すべき不正防止対策

- ・内部監査室体制の充実・強化（内部監査室の増員）
- ・コンプライアンス室体制の充実・強化（専任室員の配置、室の勧告・指導に拘束力をもたせる等）（再掲）